

# 令和2年度 働き方改革推進支援助成金の概要

福井労働局 雇用環境・均等室

## 1 働き方改革推進支援助成金

中小企業・小規模事業者が生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。

- I 「労働時間短縮・年休促進支援コース」
- II 「勤務間インターバル導入コース」
- III 「団体推進コース」
- IV 「テレワークコース」
- V 「職場意識改善特例コース」

## I 労働時間短縮・年休促進支援コース

### 1 支給対象となる取組

- (1) 就業規則・労使協定等の作成・変更
- (2) 研修（業務研修を含む）
- (3) 外部専門家によるコンサルティング
- (4) 労務管理用機器等の導入・更新
- (5) 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
- (6) 人材確保等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 など

## 2 成果目標（1つ以上選択し実施）

### （1）36 協定の月の時間外労働時間数の縮減

- 時間外労働時間数で月60時間以下に設定
- 時間外労働時間数で月60時間を超え月80時間以下に設定

### （2）所定休日の増加

- 所定休日を1日から4日以上増加

### （3）特別休暇の整備

- 病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇の何れか1つ

### （4）時間単位の年休の整備

- 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入

### 3 対象となる事業主

(1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること。

- ・ 36協定を締結・届出していること。

- ・ 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。

(2) 下表のいずれかに該当する事業主であること。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

## 4 助成額

### (1) 補助率

3/4 (事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)

### (2) 上限額

成果目標の達成状況に応じて、助成上限額は変動します(最大250万円)。

#### ・36 協定の月の時間外労働時間数の縮減

月60時間以下に設定した場合、 上限100万円

月60時間を超え月80時間以下、上限額50万円

※ 月60 時間超80 時間以下の協定の場合に、月60 時間以下に  
設定：50 万円

- 所定休日の増加

    休日が3日以上増    50 万円

    休日が2日増～1日増 25 万円

- 特別休暇の整備    50 万円

- 時間単位の年休の整備    50 万円

(3) 助成上限額の加算

上記2に加え、3%～5%以上の賃金加算を実施した場合、労働者数に応じて上限額を加算

- 15万円～上限150万円又は240万円

## 5 受給手続

本コースを受給しようとする事業主は、別途交付要綱等で定める期日までに、申請書に必要な書類を添えて、事業の所在地を管轄する都道府県労働局へ申請してください。

- 交付申請書提出期限 令和2年11月30日（月）必着
- 事業実施期間 令和3年1月29日（金）
- 支給申請書提出期限 令和3年2月12日（金）最終注意！

## Ⅱ 勤務間インターバル導入コース

### 1 支給対象となる取組

就業規則・労使協定等の作成・変更、研修（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新、人材確保等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組など

### 2 成果目標

中小企業事業主が新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入することなど。

### 3 対象となる事業主

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 36協定を締結・届出していること。
  - 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- (2) 下表のいずれかに該当する事業主であること。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- (3) ①勤務間インターバルを導入していない事業場であること。
- ②既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場（適用範囲の拡大）
- ③既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場（時間延長）

## 4 助成額

### (1) 補助率

3/4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する  
設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成）

### (2) 上限額

- ① 9時間以上11時間未満      80万円（適用範囲拡大の場合40万円）
- ② 11時間以上                      100万円（適用範囲拡大の場合50万円）

### (3) 助成上限額の加算

上記（2）に加え、5%以上の賃金加算を実施した場合、労働者数に応じて上限額を加算します。

- ・15万円～上限150万円又は240万円

## 5 受給手続

本コースを受給しようとする事業主は、別途交付要綱等で定める期日までに、申請書に必要な書類を添えて、事業の所在地を管轄する都道府県労働局へ申請してください。

- 交付申請書提出期限 令和2年11月30日（月）必着
- 事業実施期間 令和3年1月29日（金）
- 支給申請書提出期限 令和3年2月12日（金）最終注意！

本コースの詳細については、厚生労働省HPで掲載する交付要綱及び支給要領をご確認頂くか、事業の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室へお尋ねください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

### Ⅲ「職場意識改善特例コース」

新型コロナウイルスの感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、支給対象となる取組費用の一部を助成することを目的としております。

#### 1 対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主（※範囲は上記コース同様）

## 2 助成対象の取組

就業規則等の作成・変更 ・ 労務管理用機器等の購入・更新 等

※ 事業実施期間中に新型コロナウイルス感染症対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

## 3 助成額

- 助成率 3 / 4
- 助成上限額 50万円

## 4 受給手続

- 交付申請書提出期限 令和3年1月4日（月）必着
- 事業実施期間 令和2年2月17日～同年12月31日
- 支給申請書提出期限 令和3年1月15日（金）

※ 詳細については、厚生労働省HPで掲載している交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)

## 働き方改革推進支援助成金（目的別）

- 時間外労働の上限規制の適用に向けて、業務を改善して、残業を減らしたい。
- 休日の所定日数を増やしたい。
- 特別休暇・時間単位の年休を整備したい。



### ①労働時間短縮・年休促進支援コース

- ※②との併給不可
- ④同一措置内容は併給不可

- 新たに勤務間インターバル制度を導入したい。
- 既に導入しているインターバル制度の時間数、適用範囲を拡大したい。



### ②勤務間インターバル導入コース

- ※1事業主1回限り
- ※①との併給不可
- ④同一措置内容は併給不可

- 新型コロナウイルス感染症対策として、休暇の取得促進に向け規定を整備したい。



### ③職場意識改善特例コース

- ※同一の措置内容以外であれば併給可

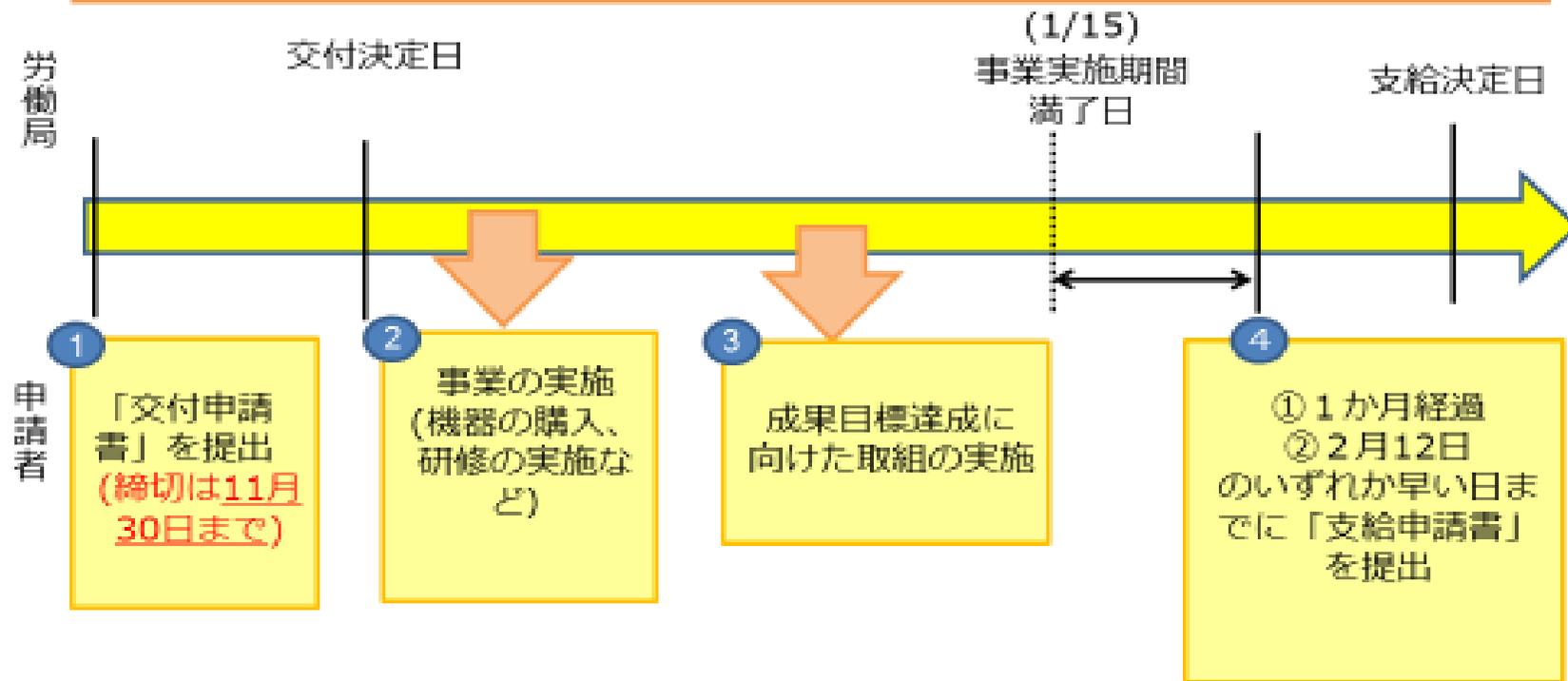
- 団体の傘下企業に対して、時間外労働の削減に向けたセミナー、巡回指導、相談窓口の設置等の取組を行いたい。



### ④団体推進コース

- ※同一年度に1団体1回のみ
- ※①、②、③同一措置内容は併給不可

## 申請から支給までの簡単な流れ (例：勤務間インターバル導入コース)



※交付申請期限、事業実施期間満了日、支給申請期限はコースごとに異なります。

※職場意識改善特例コースのみ、交付決定前でも取組は可能です。